

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月22日 18時00分ごろ
発生場所	東京都江東区東雲運河 晴海信号所から真方位136° 1,150m付近 (概位 北緯35° 38.3′ 東経139° 46.9′)
事故の概要	屋形船第八天浮船丸は、旋回中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年12月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	屋形船 第八天浮船丸、29トン
船舶番号、船舶所有者等	136778、江戸前汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約0.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日没時刻：16時30分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、乗客を乗せ、遊覧の目的で東京都港区台場沖に向けて江東区新木場の棧橋を出発した後、東雲運河の貯木場跡地入口付近で旋回した際に浅所に乗り揚げた。 乗客は、僚船に移乗して遊覧を続けた。 船長は、貯木場跡地入口付近に浅所があることを知らなかった。
分析	本船は、船長が貯木場跡地入口付近の浅所の存在を知らなかったことから、同浅所に向けて旋回し、乗り揚げたものと考えられる。 船長は、低潮時に貯木場跡地入口付近を航行したことがなかったことから、同入口付近に低潮時の航行に支障となる浅所が存在することを知らなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が貯木場跡地入口付近の浅所の存在を知らなかったため、本船が、同浅所に向けて旋回し、乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。